

令和 7 年第 5 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 7 年 5 月 26 日 (月)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 00 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第 5	専決処分について
そ の 他	

議 長 事 務 局	これより、議事に入ります。 日程第 1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、6 番、7 番にお願いします。 日程第 2 議案第15号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第15号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	申請地は〇〇地内、〇〇を〇〇から〇〇方面に向かい突当りの急カーブの手前を左折して道なりに 30m 進んだ左側の農地です。申請地は、露地野菜が耕作されきれいに管理されていました。続いて、申請人の状況ですが、申請地は、譲受人の〇〇所有の土地となりますが、譲受人の父の代からずっと耕作しており、法改正により農地の取得に下限面積が無くなったことから正式に申請人の名義で所有権移転をしたいとのことで申請がされました。申請地では、露地野菜を作付けしています。経営面積は今回の申請面積である 1,113 m²となります。トラック、トラクター、耕運機を所有しています。農業従事日数は 150 日です。 ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
6 番 議 長 事 務 局	日程第 3 議案第16号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第16号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。 はじめに 1 番、本件担当の 横田 拓也委員より申請地の状況について説明をお願いします。 昨日、現地を確認してきました。申請地は馬引沢地内、県道〇〇沿いです。現地は、50 cm ほどの草が生えていました。 続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、東京都練馬区に本社がある運送会社です。平成〇〇年に物流倉庫を〇〇地内に開設しました。既存の倉庫の敷地面積は 5,300 m²。物流倉庫の建築面積が 1,600 m²です。開設当時より荷量も増加傾向にあり、現在ある倉庫では足りないことから、敷地拡張して物流倉庫を 1 棟建築したいとのことです。事業費に対して、金融機関から残高証明及び融資証明書が提出されております。申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。

議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
1 番	申請地の中央に道路がありますがどうなりますか。
事 務 局	道路は申請地の外側に付け替える予定となっています。
議 長	他に質疑等がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	続いて 2 番に入ります。本件担当の福嶋 輝幸委員より申請地の状況について説明をお願いします。
8 番	申請地は〇〇地内で、県道〇〇線と県道〇〇線交差点の北側になります。現地は、一部に木が何本か生えていましたが、その他はきれいに管理されていました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	申請人は、〇〇区に本社がある〇〇を営む会社です。申請地は、県道〇〇線と県道〇〇線の交差点に接し、交通量も多く近隣に商店も少ないことから、十分に来客が見込まれるため、申請地に〇〇の建築を計画したとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長	ただいま、8 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	資料で公図を確認すると、県道〇〇線沿いに〇番〇という小さい農地がありますが、このまま農地として残るのですか。
事 務 局	この土地は、所有者に借りることが出来なかったと聞いています。
議 長	他に質疑等ありますか。
8 番	〇〇での目的で、農地転用が可能ですが市内で閉店する〇〇が多く見られ懸念されます。相談の際には、ニーズが本当に高いか精査する必要があると思います。
事 務 局	意見として承ります。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	続いて 3 番に入ります。本件担当の 10 番より申請地の状況について説明をお願いします。

10 番	申請地は〇〇地内で、〇〇駅の西側の踏切を南に100m進んだ場所です。50cmほどの草が生えていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は再生可能エネルギー発電事業を営む業者です。そのため太陽光発電設備を設置できる土地をさがしており、日射量が確保でき送電網の要領も確保できることから申請地を選定したとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。市の太陽光設置に関する条例に基づき、環境課と協議中とのことです。申請地の農地区分は3種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長	ただいま、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	市の太陽光設置に関する条例に基く環境課との協議は、どのような内容ですか。
事 務 局	事業区域が 1,000 m ² 以上かつ総発電出力 50kw 以上の発電施設は、条例の対象となり届出が必要となります。地元説明会の実施等が義務付けられています。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
日程第4 議案第17号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第17号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 本件担当の 瀬良 早苗委員より申請地の状況について説明をお願いします。	
3 番	先日、現地を確認してきました。現地は〇〇地内で、〇〇通りの〇〇交差点の南側です。現地は、キウイフルーツが栽培されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は〇〇市で果樹園を営んでいる農業者になります。父が〇〇市で認定農業者になり、家族で経営しています。主にブドウ、梨、キウイフルーツ等の果樹を栽培しているとのことです。申請地ではキウイフルーツを栽培し、こちらでできたものは、直売所やオンラインショップにて販売を行っているとのことです。申請地は、今まで利用権設定にて借り受けておりましたが、更新となるため中間管理事業への切り替えとなります。 経営面積は、〇〇市の自作地約 1 ha に加え、今回申請の借入地 1,403 m²となります。農業従事日数は 300 日、農業専従者は〇名です。ご審議のほどお

議 長	願います。 ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
委 員 議 長	日程第５ 「専決処分の報告」について 日程第５「専決処分の報告」について、農地法第５条第１項第６号が２件あります。質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。